

第3号被保険者制度の見直しについて

目 次

(1) 第3号被保険者制度	1
(2) 第3号被保険者制度見直しに係る案のこれまでの整理	2
(3) 第3号被保険者制度の見直しに係る主な論点	5
(4) 「方向性と論点」における4つの見直し案について	9
(A) 夫婦間の年金権分割案	11
⟨A-1 典型的な年金権分割案⟩	12
⟨A-2 修正案（老齢厚生年金の分割を基本とする方式）⟩	17
⟨夫婦間の年金権分割案についての論点（例）⟩	19
(B) 負担調整案及び給付調整案	21
(B-1) 負担調整案	23
⟨負担調整案-I⟩	23
⟨負担調整案-II⟩	25
(B-2) 給付調整案	27
⟨給付調整案-I⟩	27
⟨給付調整案-II⟩	28
(C) 第3号被保険者縮小案	31
(参考1) 障害厚生年金制度の概要	35
(参考2) 遺族厚生年金制度の概要	36
(参考3) 加給年金について	37
(参考4) 老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰上げ支給について	38

(1) 第3号被保険者制度

- 昭和60年改正前（基礎年金制度導入前）の仕組み
 - ・ 被用者世帯について、家計の主たる生計維持者である被用者への被用者年金で、夫婦2人の老後生活をカバーする。
 - ・ 被用者世帯の専業主婦は国民年金に任意加入できる。
- このような制度について、以下のような問題が指摘されていた。
 - ・ 共働き世帯や国民年金に任意加入した妻がいる世帯では、世帯としてみた場合に過剰給付となる場合がある。
 - ・ 被用者世帯の専業主婦が国民年金に任意加入していない場合、離婚したときや障害を負ったときに、年金保障が受けられない。
- こうした問題を解決するため、昭和60年改正では、基礎年金制度及び第3号被保険者制度の導入を行い、以下のとおりとなった。
 - ・ 基礎年金制度を導入し、個人を単位とした給付を行う。
 - ・ 被用者の被扶養配偶者についても、第3号被保険者として国民年金の強制適用対象とする。
 - ・ 片働き世帯の給付水準は従来の水準を維持しつつ、夫婦2人の基礎年金と被用者の報酬比例年金とする。
 - ・ 通常所得のない第3号被保険者については独自の保険料負担を求めず、その費用は被用者年金の被保険者全体の保険料拠出により賄う。
- これにより、基礎年金部分について、専業主婦も含めた女性の年金権の確立が行われた。

(2) 第3号被保険者制度見直しに係る案のこれまでの整理

- 「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」では、第3号被保険者制度を見直す場合について、6つの案に整理が行われた。
- 昨年12月に、今後の議論のたたき台として厚生労働省としてとりまとめた「年金改革の骨格に関する方向性と論点」においては、上記6つの案を基に、具体的な制度化に向け、以下の4つの案に見直し案を整理した。

【「年金改革の骨格に関する方向性と論点」における第3号被保険者制度の見直しに向けた4つの案】

	考え方	仕組みの概要
【方法I】夫婦間の年金権分割案	様々な生活実態に応じて必要な保障を行う公的年金の機能を確保しつつ、年金給付算定上、世帯の賃金が分割されたものとして評価することにより、夫婦の間で年金権の分割を行い、同一世帯内において個人はそれぞれ負担を行い、給付を受けると擬制する考え方。	<ul style="list-style-type: none">○ 第2号被保険者と第3号被保険者の夫婦において、保険料負担は、従来どおり、第2号被保険者が勤務する事業所を通じて、その標準報酬に応じた保険料を納付する。○ 年金給付については、第2号被保険者の標準報酬が第3号被保険者との間で分割されたものとして評価する。この場合、第3号被保険者は、基礎年金に加えて、報酬比例年金を有する。

<p>【方法Ⅱ】 負担調整案</p>	<p>第3号被保険者に対し、基礎年金という受益に着目した何らかの保険料負担を求める考え方。具体的には、2つの仕組みが考えられる。</p>	<p>《方法Ⅱ-1》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎年金に関する負担について、被用者グループにおいて、応能負担（定率保険料）と応益負担（定額保険料）を組み合わせる。（負担の一部を受益に応じた負担とする。） ○ 例えば、第2号及び第3号被保険者に対して一律に国民年金保険料の半額（現在は、$13,300\text{円}/2=6,650\text{円}$）に相当する定額保険料の負担を求め、残りの費用については第2号被保険者の間で定率で負担する。 <p>《方法Ⅱ-2》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まず第2号被保険者の定率保険料を第3号被保険者の基礎年金に関する拠出金負担分を除いて設定する。 ○ 第3号被保険者に関する拠出金負担に要する費用を、第3号被保険者を抱える第2号被保険者の間で定率で負担する。
<p>【方法Ⅲ】 給付調整案</p>	<p>第3号被保険者に対し、保険料負担を求める代わりに、基礎年金給付を減額する考え方。具体的には、2つの仕組みが考えられる。</p>	<p>《方法Ⅲ-1》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第3号被保険者について国民年金の免除者と同様の取扱いとし、基礎年金給付は国庫負担部分に限る。 ○ 現在であれば、基礎年金給付は$1/3$となり、基礎年金国庫負担割合の$1/2$への引上げ後であれば、基礎年金給付は$1/2$となる。 ○ 第3号被保険者が基礎年金の満額給付を得るために、任意の追加納付制度を設けることも考えられる。

		<p>《方法III-2》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度では、被用者年金の被保険者全体の保険料拠出により、第3号被保険者に関する保険料負担全額を賄っているが、これを保険料負担の一部分に限ることにより、基礎年金給付についても一部とする。 ○ この場合、例えば、国民年金の半額免除者と同様の扱いとすると、国庫負担割合が$1/2$であれば、基礎年金給付は$3/4$となる。 ○ 方法III-1同様、第3号被保険者が基礎年金の満額給付を得るために、任意の追加納付制度を設けることも考えられる。
<p>【方法IV】 第3号被保 険者縮小案</p>	<p>現実に約1,000万人の第3号被保険者が存在していること等を踏まえ、当面、現行の第3号被保険者制度を維持しつつ、その対象者を縮小していく考え方。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短時間労働者等に対する厚生年金の適用拡大及びそれに伴う被扶養配偶者認定基準の見直しにより、その対象者を縮小していく。 ○ この場合、片働き世帯が共働き世帯よりも相対的に高賃金であることに着目して、標準報酬上限を引き上げて保険料の追加負担を求める一方、現行の標準報酬の上限を超える部分は給付に反映されない仕組みとし、実質的に第3号被保険者に関する保険料負担についての不公平感を縮減することも考えられる。

- なお、現在短時間労働者の多くが第3号被保険者となっていると考えられることなどから、第3号被保険者制度の見直し案は、短時間労働者への厚生年金の適用拡大の具体案と深く関連する。第3号被保険者制度の見直し案を検討するに際しては、短時間労働者への厚生年金の適用拡大案との関係も考慮に入れながら、併せて議論することが適当である。

(3) 第3号被保険者制度の見直しに係る主な論点

- これまでの議論を踏まえ、4つの案を基に第3号被保険者制度の見直しを具体化していく場合に、それぞれの案を評価すべき主な考え方を整理すると、以下の通りとなる。

〈世帯単位での給付と負担の公平性を基本とする考え方〉

- ① 現行制度では、片働き世帯と共働き世帯の保険料負担について、夫婦あわせて標準報酬の額が同じであれば、保険料負担も同額で年金給付も同額となっており、世帯単位で見れば、給付と負担の公平性は保たれている。
→ <世帯単位の比較図参照 (P 7) >

〈世帯単位での給付と負担の公平性を維持しつつ個人単位化を進める考え方〉

- ② これに対して、被扶養配偶者の世帯内における位置づけを年金制度上明確にし、あるいは被扶養配偶者の年金権の保障の充実もしくは年金給付の個人単位化を進める観点から、被扶養配偶者に対する年金制度上の評価を積極的に位置づけていくべきとする考え方がある。

〈個人単位化を徹底していくことを基本とする考え方〉

- ③ また、第3号被保険者が直接の保険料負担無くして基礎年金給付を受けられる点について、保険料を負担している第2号被保険者あるいは第1号被保険者との間の不公平感の解消の観点から、あるいは個人単位で給付と負担の公平をとっていくという観点から、見直すべきとする考え方がある。(P 8 参照)

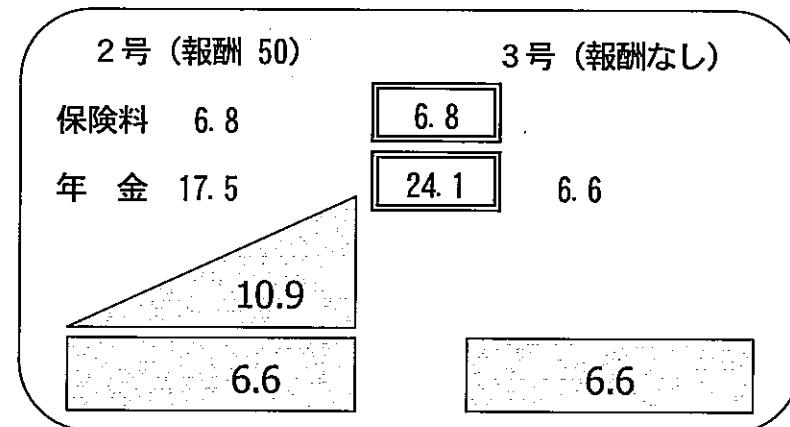
〈その他第3号被保険者制度に関して問題があるとする見方〉

- ④ また、第2号被保険者の賃金が標準報酬の上限（62万円）を超えている片働き世帯と、夫婦あわせて同程度の賃金を得ている共働き世帯とでは、片働き世帯の方が負担が軽く、世帯単位でみても有利であるとの見方がある。
- ⑤ また、第3号被保険者制度が被扶養配偶者の就労意欲を阻害しているのではないかとの見方がある。

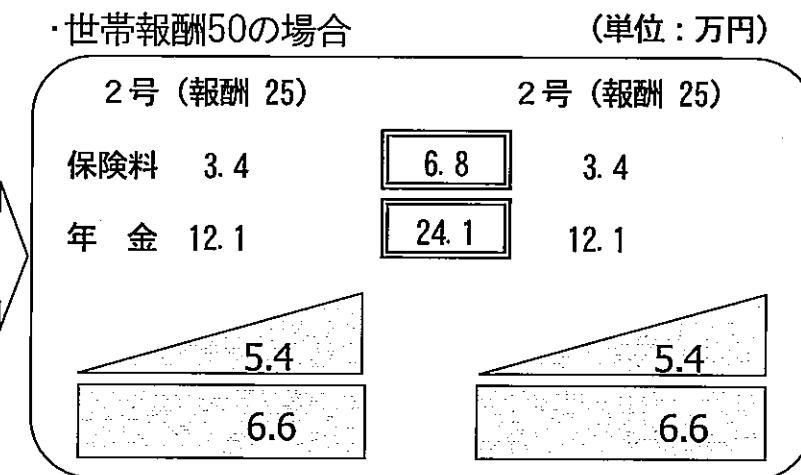
<現行の制度における保険料負担と給付>

○世帯単位でみる考え方では

・世帯報酬50の場合



・世帯報酬50の場合

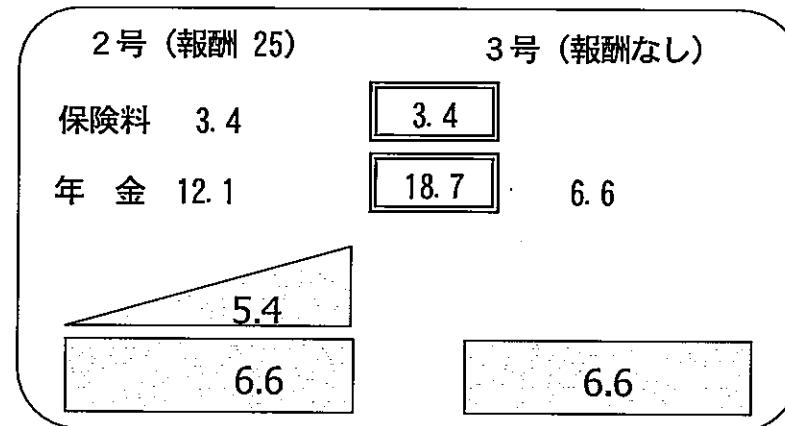


(注)保険料は、事業主負担を含む数字である。また、年金額の計算において被保険者期間は、40年加入として計算している。

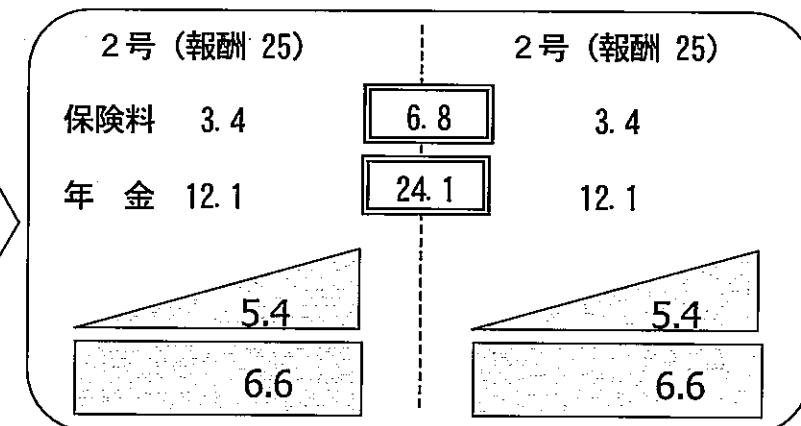
○夫婦世帯で標準報酬額が同じであれば、保険料負担は同額で給付も同額

○個人単位でみる考え方では

・個人報酬25の場合

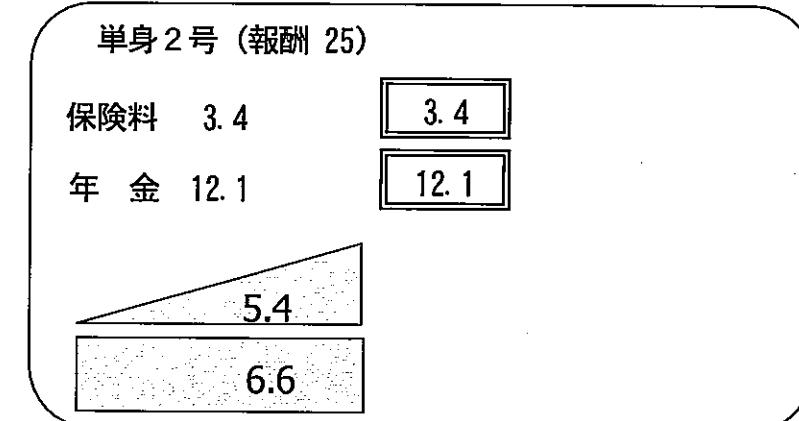


・個人報酬25の場合



(単位：万円)

・個人報酬25の場合



(4) 「方向性と論点」における4つの見直し案について

- 「方向性と論点」における4つの見直し案については、以下のとおり整理される。

A 夫婦間の年金権分割案：世帯単位での給付と負担の関係を維持しつつ、個人単位化を進める案

(A-1) 保険料納付の時点で分割する方式：第2号被保険者の保険料納付が行われた時点で標準報酬記録（保険料納付記録）を半分に分割して第3号被保険者に移転し、夫婦それぞれに、老齢、障害、遺族の厚生年金が発生する方式

(A-2) 老齢厚生年金の受給権発生時点で分割する方式：老齢厚生年金の受給権発生時点で老齢厚生年金のみを分割し、発生させる方式

<A-2-ア>夫婦のいずれか65歳到達時点で分割する方式

<A-2-イ>夫婦ともに65歳到達時点で分割する方式

B 負担調整案及び給付調整案：給付と負担における個人単位での公平性を徹底するため、第3号被保険者に係る負担を求め、あるいは第3号被保険者に係る給付を減額し、現行の給付と負担の関係を変更する案

(B-1) 負担調整案

<B-1-I>基礎年金に関する負担について、応能負担と応益負担を組み合わせ、第3号被保険者分の負担を求める方式

<B-1-II>第3号被保険者に関する基礎年金拠出金負担について、その配偶者である第2号被保険者の間で応能負担（定率保険料）する方式

(B-2) 給付調整案

<B-2-I>第3号被保険者の基礎年金について、国民年金の全額免除者と同様に減額する方式

<B-2-II>第3号被保険者の基礎年金について、国民年金の半額免除者と同様に減額する方式

C 第3号被保険者縮小案：世帯単位での給付と負担の公平性の観点から第3号被保険者制度は基本的に変更することなく、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大を通じ、第3号被保険者を縮小していく案

- なお、第3号被保険者制度の見直し案は、短時間労働者への厚生年金の適用拡大の具体案と深く関連することから、それぞれの案について、短時間労働者への厚生年金の適用拡大案との関係を論点として提示した。

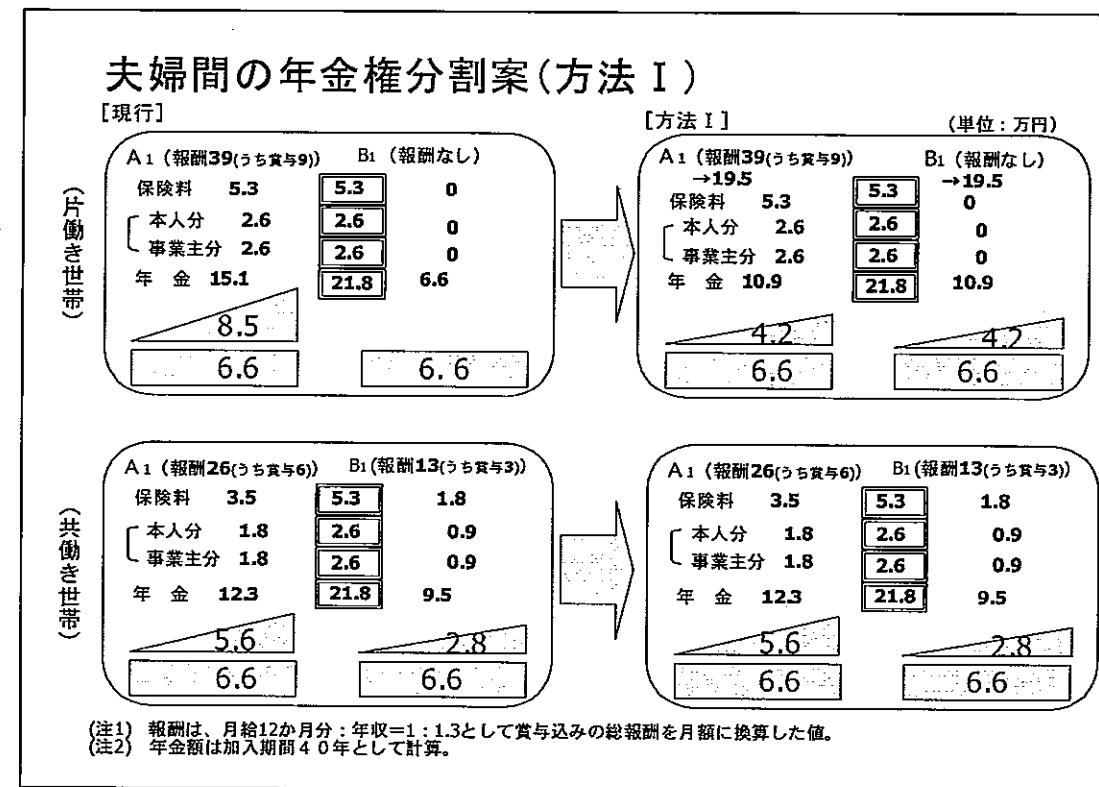
(A) 夫婦間の年金権分割案

《考え方》

- 第2号被保険者が納付した保険料について、年金給付算定上、世帯内で夫婦が共同して負担を行ったものとして擬制して評価し、片働き世帯の夫婦の間で年金権の分割を行うとする考え方。
- 現行制度の世帯単位での給付と負担の関係を維持しつつ、年金給付の個人単位化を進める考え方。

《仕組みの概略》

- 保険料負担は、従来どおり、第2号被保険者が勤務する事業所を通じて、その標準報酬に応じた保険料を納付する。
- 年金給付については、その算定の根拠となる第2号被保険者の標準報酬記録（保険料納付記録）が第3号被保険者との間で分割されたものとして評価する。この場合、第3号被保険者は、基礎年金に加えて、自分自身の報酬比例年金を有する。



<A-1 典型的な夫婦間の年金権分割案・・・保険料納付の時点で分割する方式>

- 第3号被保険者である期間について、第2号被保険者が納付した保険料について、世帯内で夫婦が共同して負担を行ったものと擬制して評価することにより、第3号被保険者自身に独立した報酬比例部分の年金給付を行うこととする。

すなわち、第2号被保険者が保険料納付したことで標準報酬記録（保険料納付記録）が記録され、その記録に基づき年金給付額が算定されるが、この標準報酬記録を保険料納付が行われた時点で半分に分割して第3号被保険者に移転し、第3号被保険者に対し独立した報酬比例年金の給付を行う。

- ・ 本案が、第3号被保険者の負担を年金給付上擬制することにより、第3号被保険者制度の課題の解決を図ろうとするものであることにかんがみ、第2号被保険者の配偶者が第2号被保険者である期間や、20歳前及び60歳以降の期間は、分割の対象としない。

なお、本案は、第2号被保険者とその被扶養配偶者である第3号被保険者が婚姻期間中の保険料納付に基づいて算定される年金権の分割を対象とする。

<分割の概念図>（以下の図においては、便宜上、被用者=夫、被扶養配偶者=妻として記載している）

